消防 鹿角（かづの）

第２８号　　平成２２年　春季号
編集・発行：鹿角広域行政組合消防本部･消防署
　　：秋田県消防協会鹿角支部

鹿角広域行政組合消防本部管内
出　動　件　数
平成２１年１月～平成２１年１２月末
総出動件数　　１，５６６　件

①火　　災	２３	件
②救　　急	１３５８	件
③救　　助	４１	件
④自然災害	０	件
⑤遭難捜索	１１	件
⑥そ の 他	１３３	件

鹿角の安心・安全は私たちが守ります！

◎ 特別救助隊（１３名）に鹿角市初代消防長・故石木田芳郎氏夫人（和子さん）から
オレンジ色のアポロキャップが寄贈されました。◎

春の火災予防運動

平成２２年　４月　４日（日）
～　４月１０日（土）

４月４日（日）の早朝に消防団による火災想定訓練が行われます。（十和田錦木地区・浜田、小坂町・砂森）
また、訓練後の午前中に消防車による防火パレードも実施されます。
火災予防週間中の７時と１９時にはサイレン又は警鐘が鳴りますので、火災と間違わないようにご注意下さい。

平成２１年度　全国統一防火標語　**消えるまで　ゆっくり火の元　にらめっ子**

「市民を守る魅力ある消防団づくり」資格取得支援事業

この事業は、消防団員の加入促進を図るとともに仕事以外の資格取得に少しでも役立てることを第一に開催しています。（平成２１年度実績）

①防火管理者研修会・・・**８名受講**
消防団幹部を対象とした防火管理に関する研修会を実施しています。

②危険物取扱者試験・・・**２名合格**（乙種第４類）
試験に向けた講習会を開催し、資格取得に向けてバックアップします。

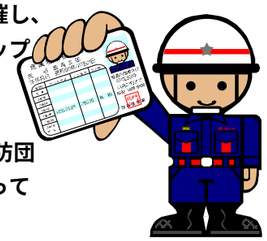

③上級・普通救命講習
平成23年3月までに全消防団員の受講を目標に、現在行っています。

優秀賞受賞

去る2月１２日、秋田市文化会館において、第３３回消防職員意見発表秋田県大会が開催されました。
この大会へ当消防本部から代表となった、大里則幸消防士長が「心肺蘇生法を日常に」と題し出場しました。自身が非番日に遭遇した体験をきっかけに、気づいたことやこれから取り組まなければいけないことを力強く発表し、優秀賞を受賞することができました。

消防通信　龍吐水（りゅうどすい）

鹿角の山々が雪化粧を終え、若葉の緑が生い茂ってきました。この時期になると、空気が乾燥し風も強くなるので火の不始末による林野・原野火災が頻発します。また、ゴミの野焼きは一部の例外を除き禁止となっていますのでご注意下さい。

※例　外（焼却ができるもの）
①どんと焼き等の行事で不要となった門松やしめ縄
②農作業から出た刈草や枝、稲わら
③暖をとるためのたき火やキャンプファイヤー
④庭の落ち葉や枝など、限られたもの
（ただし、稲わら・もみ殻焼きは
10/1～11/10焼却禁止）

上記の例外に該当し焼却をする場合でも、火災ではないかと誤解を受ける場合がありますので、事前に消防署への届出が必要です。
みんなの手で鹿角管内の自然を守りましょう。

女性消防団活躍中

全国的に消防団員数が減少する一方で、女性消防団員は年々増加しています。
今、消防団に必要とされているのは、女性消防団員の新しい感性、やさしさ、女性ならではの視点における地域活動力です。地域防災のためにあなたのチカラを発揮してみませんか。
鹿角市では平成１９年に女性消防団が誕生し、現在では１８名の女性団員がカラーガード隊を結成したり、地域を守る団員として活躍しています。

災害情報メール配信しています

鹿角市、小坂町で発生した災害情報を携帯電話やパソコンにｅメールで配信しています。ご利用される方は登録が必要ですので、消防署へ来ていただくか、下記のメールアドレスへ氏名と登録するメールアドレス、連絡先の電話番号を明記して送信して下さい。

携帯電話サイト用
ＱＲコード

登録先　ｅメールアドレス　info@fdkazuno.jp

鹿角広域行政組合消防本部ホームページ

ホームページアドレス
http//www.fdkazuno.jp/

携帯電話用災害情報サイト
http//www.fdkazuno.jp/keitai

連絡・問い合わせ先
◎消防本部・消防署　電話　２３－５６０１(代)　◎十 和 田 分 署　電話　３５－２００６
◎小　坂　分　署　電話　２９－２１１９　　みなさんからのご意見お待ちしております

住宅用火災警報器大特集！！

住宅用火災警報器を設置しましょう！！

住宅火災による死者数は増えてきています。死者の半数以上は高齢者で、死に至った原因の第１位は逃げ遅れとなっています。

そこで、平成１６年６月に消防法が改正され、住宅火災による死者の軽減を目的として全国一律全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

鹿角市・小坂町では新築住宅は平成１８年６月１日から設置義務の対象となっています。既存の住宅は平成２３年５月３１日まで設置の猶予期間がありますが万が一の時のためにも早めに設置することをお願いしています。

昨年、鹿角広域管内で住宅用火災警報器についてのアンケートを実施しました。鹿角広域管内の設置率は、一部設置を含め２５％という結果が出ました。全国平均の５２％、秋田県平均の３２％に比べても低い数値となっています。

設置期限まであと１年余りとなりました。自分の命を守るのはもちろんのこと、大切な家族の命を守るためにも早めの設置をお願いします。

火災警報器の設置率
秋田県
全国４７都道府県中
第３９位
鹿角広域管内
秋田県１３消防本部中
第９位

住宅用火災警報器の共同購入

住宅用火災警報器の共同購入がおすすめです。
共同購入により割安に購入し、設置できます。
地域全体で購入すると、地域全体の防火対策にもなります。
●今まで共同購入した自治会　１５自治会●
※共同購入とは同一製品の大量購入によって通常より割引が受けられるシステムです。

悪質業者に要注意！！

消防の**ほう**からきました
住宅に火災警報器をつけないと罰金ですよ

悪質業者による詐欺被害が報告されています。消防職員や役所職員が訪問して販売する事はありません！住宅用火災警報器の訪問販売はクーリングオフ制度の対象です。

☆鹿角広域管内では様々なかたちで普及活動をしています☆

住宅用火災警報器効果絶大！！

たんぽ小町ちゃんも活躍中

女性消防団員による広報

右下のグラフで分かるとおりこんなに火災で亡くなっているんだね。

住宅用火災警報器が設置義務化になり火災での逃げ遅れによる死者が３分の１まで減少しているなんてすごい！

鹿角市・小坂町ではガス店や電気工事店、家電取扱店、ホームセンターなどで販売をしているんだって。さあ、さっそく買いに行こう！

分からないことがあったら消防署に問い合わせてみてね！！

住宅用火災警報器の効果

住宅用火災警報器の設置により住宅火災１００件あたりの死者数が１／３に減少しました。

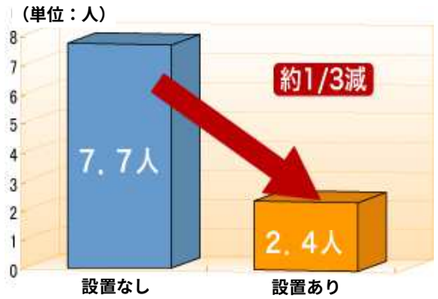

火災による死者数の状況

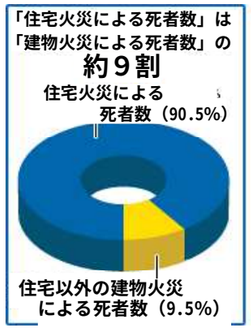

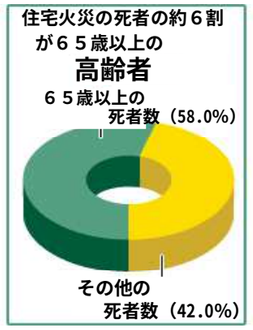

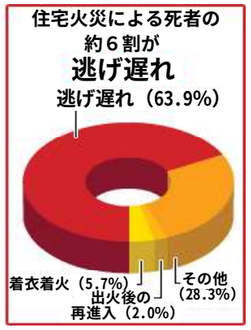

住宅用火災警報器の取り付け方

今回は住宅用火災警報器（電池式）の取り付け方法の例を紹介します。

① 設置場所を確認し、天井または壁に外枠をネジで固定します。

② 外枠に本体を取り付けします。

以上のように簡単に取付けることが出来ます。

住宅用火災警報器についての詳細は消防署ホームページへ掲載しています。
その他お問い合わせなどありましたら
消防本部警防予防課・消防署予防班　まで

警報器大活躍

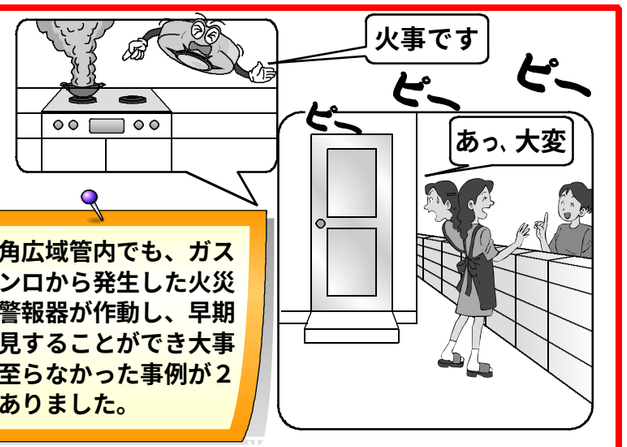

◎鹿角広域管内でも、ガスコンロから発生した火災に警報器が作動し、早期発見することができ大事に至らなかった事例が２件ありました。